

「責任感応理論」を用いた日本の所得不公平についての実証分析

迫田 さやか¹

多くの人は性別や種族から生じる不平等を不公平(unfair)と捉え、労働時間から生じる所得格差を公平(fair)だと感じる(Almas et al. (2011))。それは、性別や種族といった要因は先決要因であり、自らの責任に帰すことができないためであり、労働時間などは自分の意思によって決定することができると思う人が多いためである。

本稿では、平等主義リベラリズムのなかでも個人の選択の自由と結果責任の対応関係を重視する「責任感応的平等主義(responsibility-sensitive egalitarianism)」に着目し、我が国の所得分布の「不公平」について、平成 22 年度科学研究費補助金「幸福感分析に基づく格差社会是正政策と社会保障改革」で得られたクロスセクションデータおよびパネルデータを用いて実証分析を行った。

その結果、男性の場合には、個人の努力や性格は高い教育を通じて労働所得を高めることに寄与し、個人の努力や性格とは関係のないところで職業・就業時間と労働所得のあいだに相関をもたらすことが明らかになった。一方、女性の場合には、個人の性格等、観測できない異質性と父母の教育水準に何らかの相関があって、労働所得に影響をもたらしていることがわかった。

親の教育水準や父親の職業など、本人の責任範囲外の変数については、父親不安定な職業に従事しているときに有意に労働所得が低下する。とりわけ、父親がいない男児の場合については、将来の労働所得に直結することがわかった。

しかし、Anderson(1999)「過酷性批判」で例示される様な、教育の機会があったにも関わらず家族のために就業を選択した青少年や、家庭のために仕事を辞める女性、介護のために職を失う中高年らに対しては、「責任感応的平等主義」では対応できない。より公平な「機会の平等」設計に取り組むことが喫緊の課題である。

¹京都大学大学院薬学研究科 助教・同志社大学ライフリスク研究センター 嘱託研究員・日仏財団社会科学高等研究院 博士研究員 email: ssakoda0715@gmail.com
本研究は JSPS 科研費 22243028 の助成を受けたものです。